

「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」 における市独自の基準について

本市独自の基準として以下の規定を設け、その他は基準省令のとおりとしました。

1 指定に係る申請者の要件

児童福祉法第21条の5の15第4項の規定により、条例で定める事項は、厚生労働省令で定める基準に従うものとされていることから、児童福祉法施行規則第18条の34の規定に基づき、申請者の基準は法人であることを規定しました。

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

2 暴力団の排除

本市では、暴力団の排除について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めた暴力団排除条例を制定し、暴力団の排除を推進していることから、指定障害福祉サービス事業者等の役員等が暴力団員等であってはならない旨を規定しました。

第5条 指定障害児通所支援事業者は、その役員等(法第21条の5の15第3項第6号に規定する役員等をいう。)が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

3 相談室の設置

国の基準に相談室設置の規定がない指定児童発達支援事業所や指定放課後等デイサービス事業所についても、個別支援計画の作成や相談、援助の提供を行うにあたり、プライバシーを保持できる相談の場が必要であることから、相談室設置の規定を追加しました。

【児童発達支援】

国基準省令	市条例
第9条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この項及び附則第3項において同じ。)は、指導訓練室及び相談室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定児童発達支援事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。
2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。	2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
	3 第1項に規定する相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を備えなければならない。
	4 第1項に規定する相談室及び指定児童発達支援の提

	供に必要な設備は、障害児の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	5 第一項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

【放課後等デイサービス】

国基準省令	市条例
第68条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室及び相談室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定放課後等デイサービス事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定放課後等デイサービス事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。
2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。	2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
	3 第一項に規定する相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を備えなければならない。
	4 第一項に規定する相談室及び指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備は、障害児の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	5 第一項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 非常災害対策

本市の地域特性などにより、甲府市地域防災計画においては多様な災害への対策が定められていることから、地域の特性を勘案した防災計画の作成や地域住民等と連携した訓練の実施及び非常災害の際に利用者や事業所・施設の職員等が必要とする物資や防災に関する資機材の備蓄・点検など、非常災害への備えを強化するための規定を追加しました。

【例】児童発達支援

国基準省令	市条例
第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的	第42条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

に従業者に周知しなければならない。	
	2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定児童発達支援事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない
	4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
	5 指定児童発達支援事業者は、非常災害の際に、通所する障害児及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。